

(1989年10月16日パネル最終報告)

【事実の概要】

カナダは、1908年以来、カナダ漁業法に基づいて定められた規則によって、未加工の紅鮭(sockeye salmon)及びにしん(herring)の輸出を禁止していた(後に、未加工のからふと鱒(pink salmon)も輸出が禁止された)。このカナダの措置に対し、米国は、通商法301条による調査を行っていたが、1986年に、未加工の紅鮭、にしん等の輸出禁止は一般協定11条に反するとして、ガット理事会にパネル設置を申立てた。これに対し、1987年のガットパネル報告は、未加工の紅鮭、にしんの輸出禁止は11条1項に違反し、11条2項(b)又は20条(g)によっても正当化されないとして、カナダに当該措置を一般協定に合致させるよう求めた。1988年に、カナダは理事会でこの報告の採択に応じるとともに、紅鮭等の輸出を禁止していた規則を廃止した。

しかし、カナダはその際に新しい規則を制定し、カナダの水域で商業的に捕獲された未加工の鮭・にしんのすべてに対し、カナダのブリティッシュコロンビア州の水産物陸揚げ場に陸揚げすることを義務付けた。この新しい規則によれば、このようにしてカナダの陸揚げ場に一旦陸揚げされた未加工の鮭・にしんについては、その陸揚げ数が漁業海洋省に報告され、陸揚げ場において漁業海洋省職員による実地検証と生体の抜き取り検査が行われることが定められていた(paras. 2.01-2.03)。

カナダの新しい規則に関して、米国はカナダとの間で協議を行っていたが、合意に達しなかったために、米国は、米加自由貿易協定18章による紛争処理パネルの設置を要求し、1989年5月に米加貿易委員会によってパネル設置が決定された(para. 2.04)。その付託事項は、カナダでの陸揚げ要求は米加自由貿易協定407条(一般協定11条を取り込んでいる)に合致するか、また合致しないとした場合に同協定1201条(一般協定20条を取り込む)によって正当化されるか、ということであった。さらに、付託事項は、この問題を解決するために、パネルが陸揚げ要求が一般協定11条で禁止された措置であるか、またその点が肯定されるとして一般協定20条の例外が適用されるかを判断すると述べていた(para. 3.01)。

当初の合意では、6月にメンバー選択を終え、8月4日に仮報告を提出、9月1日に最終報告を提出する予定になっていた。パネルメンバーは、Donald M. McRae(加、議長)、

Jim H. Branson(米)、Robert E. Hudec(米)、Waldo E. Johnson(加)、Frank Stone

(加)の5人によって構成された。その後、パネルの要請により、仮報告と最終報告の期日は約1か月延期された。仮報告後、カナダ選出の Johnsonが死亡したため、カナダが後任の者を任命する権利を持つかをめぐって意見が対立したが、カナダの任命権を認める議長の裁定により、カナダは Donald Tansley を任命した。議長は、18章の紛争処理規則のモデル手続規則に従い、メンバー1人は交替したが再審理はしないと当事国に通告し、1989年10月16日に最終報告が提出された (paras. 1.02-1.05)。

パネルにおける争点は、(1)陸揚げ要求は11条で禁止された輸出制限にあたるか、(2)陸揚げ要求は天然資源の保存に関してとられた措置として、20条(g)により正当化されるか、の二点に集約された。

争点(1)に関し、米国は、カナダへの陸揚げ要求によってカナダの買手は不利益を受けないが、米国の買手は、カナダからの輸送費用と時間、陸揚げと荷下ろしの費用、港の停泊料、品質の劣化等の不利益を負うので、明らかに輸出を制限する効果があり、11条に違反する輸出制限にあたると主張 (para. 5.01)。カナダは、陸揚げ義務は「輸出」や「輸出のための販売」を規制するものでなく、国境措置ではないから、11条は適用されないと主張。さらに、米国の買手が不利益を受けるというのは単なる推測で、実際には不利益を受けていないと反論した (para. 5.02)。

争点(2)に関し、鮭・にしんが有限の天然資源であり、カナダ国内で生産制限が行われていることに争いはなく、また、天然資源の「保存に関する」措置というためには、その措置が天然資源の保存に必要又は不可欠である必要はないが、天然資源の保存を「主たる目的とする (primarily aimed at)」ものなければならない、としたガットパネル報告 (カナダ・未加工の鮭・にしんの輸出禁止) の解釈に、双方が同意した (paras. 7.02-7.04)。そこで、陸揚げ義務が資源の保存を「主たる目的とする」措置といえるかという点について、米国は、新規則の制定の経緯や、カナダは他の魚類についての情報を米国に依存していること等からみて、鮭・にしんの陸揚げ要求は資源保存を主たる目的とするものでないし、100%の陸揚げは抜取り検査のために必要ではないと主張した (para. 5.03)。これに対し、カナダは、陸揚げ要求によって得られた情報は、通報による情報より正確であり、実地検証を可能にし、抜取り検査のために100%の漁獲を利用できる点で、資源保存のために最良の情報を提供するものであるから、資源保存を「主たる目的とする」措置であると主張した (para. 5.04)。

【報告要旨】

争点(1)について（メンバーの1人は結論に同意し、もう1人は結論を留保した）

1. 11条1項における輸出の制限については、「国境措置と内国措置」の区別は適用されない。第一に、11条1項は「輸出のための販売」に対する制限にも言及しているから、輸出行為より前の早い段階で課される制限であっても、11条1項によってカバーされている。第二に、輸出については、輸入と違って11条1項の適用範囲を広く解することに理由がある。というのは、輸入品に対する内国措置は3条によって規制されるのに対し、輸出品については3条は適用できないからである。11条1項が「輸出のための販売」に対する制限に言及しているのは、輸出の前の早い段階に対する措置を扱うことを意図したものである（paras. 6.05-6.06）。

2. 11条1項にいう「その他の措置」は、「割当、輸出又は輸入の許可」という言葉によって限定されない。それらの措置の共通の特徴は、貿易の制限を構成するということである。「とを問わず」という修飾句は、制限という語の包括的性格を示している。11条の解釈に関連性を持つ自由貿易協定410条は、「制限」には承認や最低価格制限を含むと定義している。ガットにおける11条の解釈も、「制限」の意味は広く解釈しなければならないとしている（para. 6.07）。また、国内の販売と輸出向け販売を現実には差別する措置のみが、11条にいう「制限」にあたると解することは、輸出品に対する11条の適用範囲を大きく制約するものである。そのような解釈をとれば、措置の形式自体は中立的であるが、実際には輸出品に対しより大きな商業上の負担を課す措置を許すことになってしまうであろう（para. 6.08）。

3. すべての鮭・にしんに陸揚げを義務づけた理由は、輸出品についての情報収集をより容易にすることにあり、これが陸揚げ要求の主たる効果である。このように、措置の主たる効果が輸出の規制にある場合、その措置が国内向け販売より輸出に実質的に大きな商業上の負担を課す効果を持っていれば、11条1項の「制限」にあたる。その際に、措置が実際に貿易に与えた影響を示すことは必要ではない。当該措置が外国の買手と国内の買手の間の競争関係を変えたということを示せば足りる（para. 6.09）。

4. かなりの数の外国の買手にとって、海上で直接輸送した方がより経済的である。それらの買手にとって、カナダで望まない陸揚げをすることによる余計な費用負担は大きいであろう。したがって、現行のカナダの陸揚げ要求は、11条1項にいう「輸出のための販

売」の制限にあたる (paras. 6.11-6.13)。

争点(2)について (メンバーの1人は結論に反対した)

5. 20条(g)は、資源保存を促進する効果を持つあらゆる措置を禁止から免除するものではない。20条(g)が保護する措置は、純粹の(genuine)資源保存計画の一部である措置に限られる。「主たる目的」の基準は、この要件を満たしているかを判断することを意図している。ある措置が資源保存の促進と貿易制限の双方の効果を持つことは、純粹の資源保存目的の存在を排除するものではない。その場合でも、当該措置が資源保存上の理由だけでとるに値する資源保存計画の一部であるかもしれない (paras. 7.05-7.07)。

6. カナダの陸揚げ要求が資源保存の理由だけで採用されたのかを判断する際に、中心となる問題は、陸揚げ要求がもたらす保存上の利益が、それに伴う商業上の不便を正当化するほどに大きいのか否かである。その際、20条(g)の要求する貿易中立性の要請に従うためには、この問題は、カナダがカナダの買手に対し自らの意図するのとは異なる場所で陸揚げすることを義務付けたと仮定して、それでもカナダが陸揚げ義務を採用したであろうかという観点から検討する必要がある。国際貿易に対する仮装された制限を禁ずる20条序文は、貿易制限的な資源保存措置の目的を第三者による審査に委ねることを当事国が認めたものである。パネルの付託事項は、20条の適用を命ずることにより、資源保存上の理由をパネルが独自に評価することを要求している (paras. 7.10-7.11)。

7. 鮭・にしんについては、過剰に捕獲する相対的に大きな危険があるから、他の魚と区別して、鮭・にしんにより規制的な方法をとることには合理的理由がある (para. 7.12)。問題は、鮭・にしんの漁獲の100%に対する陸揚げ要求を、同じくらい有効でより貿易制限的でない他の措置に優先して選択したこと、資源保存上の理由があるかということである。100%の陸揚げ義務のデータ収集への貢献度を評価するには、他の方法をとった場合のデータ収集に対する貢献度と比較する必要がある (para. 7.14)。

8. 漁業に関する国際関係の特徴づけている摩擦の大きさに鑑みれば、他国との協力に依存してデータを収集することを、20条(g)が要求しているとの主張は認めがたい。しかし、国境にまたがる要素を含むすべての方法を考慮の外に置くことも正当でない。米国との協力に依存せずにデータを収集する他の方法を、カナダは利用できる。例えば、輸出に向かう船に予め登録を要求し、販売予定を通知させ、陸揚げ情報の迅速な通知を保証させてから、これらの義務の遵守を条件として陸揚げ義務を免除する方法、外国の買手に真実の報告を約束させる方法、輸出に向かう船が漁場を出る前に漁獲情報を報告させ、カナダ

の職員が船上で検証を行なうという方法等がありうる (paras. 7.15-7.18)。

9. 抜取り検査のために漁獲の100%を調べる必要があるというカナダの主張は支持されない。一部が利用できなくても、残りが全体を代表していれば、100%を下回る資料に基づくデータを受入れることができる。一方、全体を調べられない場合には誤謬が生ずる可能性もあり、誤謬の可能性は欠けた部分が大きくなればなるほど大きくなる。陸揚げ要求により虚偽の報告を抑止できるという主張については、輸出の量が小さいときは、陸揚げなしに輸出先に向かうことを認めても、抑止効果に大きな違いは生じない。陸揚げ要求により出漁期間内調整のためのデータが得られるという主張については、漁獲の100%を利用しなくても調整のための信頼できるデータが得られる。100%の陸揚げを義務づける方が執行しやすいという行政上の利益は、それ自体で決定的といえるほど重要ではない。結局、陸揚げ要求がデータの質の向上に寄与する程度は、規則がない場合に陸揚げされなかったであろう輸出の量によって違うが、輸出の量が小さいときは、陸揚げ要求によってデータの質に有意な改善が生ずるとはいえない (paras. 7.21-7.32)。

10. 陸揚げされない輸出の割合が正確にどれくらいのときに、データの質に重要な差が生ずるのかは、判定することができない。しかし、ある漁場からの陸揚げされない輸出の量が10~20%にとどまる場合、100%の陸揚げ要求が全体のデータの質に大きく影響することはほとんどないであろう。反対に、特定の漁場からの陸揚げされない輸出品の量が10~20%を超える時には、すべての輸出品の陸揚げ要求は、資源保存上大きな利益をもたらすであろう (paras. 7.33-7.34)。現存する証拠からみて、多くの漁場において大量の陸揚げされない輸出が生ずる可能性は小さい。また、資源保存の目的は他の方法によっても達成できる。したがって、カナダの陸揚げ要求は、資源保存を主たる目的とするものではなく、天然資源の保存に関する措置とはいえない (paras. 7.36-7.38)。

11. 陸揚げ要求を資源保存を主たる目的とする措置に改めるための一つの方法は、陸揚げされないで輸出してもデータの収集に支障をきたさないような漁獲の割合について、陸揚げ義務を免除することである。その割合については、漁獲の10%~20%の範囲が適切な指針となるであろう (para. 7.40)。

【解説】

1. 本件は、米加自由貿易協定18章に基づくパネルが設置され、その報告が提出された最初の事例として、米加両国で注目を集めたケースである⁽¹⁾。本件においては、米加

自由貿易協定に固有の実体規定は争点となっておらず、米加自由貿易協定が取り込んでいる一般協定11条1項と20条(g)の解釈と適用が争われており、内容的には、一般協定に関する紛争であるといえる⁽²⁾。また、本件の手続的な特徴として、問題とされたカナダの新規則は、1987年のガットパネル報告で一般協定違反であるとされた旧規則を改めたものであり、実質的にみれば、ガットパネルの報告の実施措置と一般協定との適合性が問題になっていたという点を指摘できる。このように、ガットパネル報告の実施措置と一般協定との適合性を争う場合には、再度ガットの場合でパネル（フォローアップパネル）の設置を求めるのが自然の方向であろう。現在では、WTO協定の紛争解決了解において、実施措置の対象協定との適合性に意見の相違があるときは、その意見の相違はこの了解に定める紛争解決手続によって解決される(shall be decided through recourse to these dispute settlement procedures)と規定されている⁽³⁾。実際、ECの油糧種子補助金事件では、前のガットパネル報告の実施措置であるECの新しい規則が、補助金相殺措置協定に適合しているかという点等について、フォローアップパネルの設置が決定されている⁽⁴⁾。しかし、米加自由貿易協定上は、自由貿易協定と一般協定の双方が関係する紛争において、申立て国がガットの紛争処理手続と米加自由貿易協定上の紛争処理手続を選択できるとされており⁽⁵⁾、本件紛争当時はWTO協定は成立していなかったのであるから、米国の申立てにより米加自由貿易協定の紛争処理手続の方が選ばれたことは当然であった。しかし、現在では、北米自由貿易協定（NAFTA）の当事国の書簡の交換により、WTO協定をめぐる紛争はWTOの紛争解決手続に付託することが確認されており⁽⁶⁾、本件のような紛争はWTOのパネルで処理されるであろうと期待される。

パネル報告の実施について述べると、本パネル報告が米加貿易委員会に提出された後、報告の実施をめぐる当事国の意見が対立し、協定の定める30日の期限内に⁽⁷⁾ 紛争解決に関する米加貿易委員会の合意が成立しなかった。そのため、委員会は交渉期間の延長を決定し、最終的に1990年2月の米加貿易委員会での合意によって本件紛争は解決を見た。その内容は、1990年に太平洋西岸のカナダ領海でとれた鮭・にしんの20%、91年から93年にかけてはその25%について、船上でカナダの実地検証を受けることを条件に、カナダに陸揚げしないで米国の買手に直接輸送することを認めるというものである⁽⁸⁾。なお、協定の有効期間は4年間とされ、93年には協定の見直しをすると定められているが、現在どのような内容の協定になっているのかは明らかでない。

米加貿易委員会での米加の合意においては、陸揚げせずに米国に輸出できる漁獲の割合が、パネル報告が指針として挙げている数字より3年間について5%上乗せされているが、おおむねパネル報告に従った形で紛争解決の合意がなされたといえる。したがって、本件は、米加自由貿易協定18章パネルによる柔軟な紛争処理手続が成功裡に機能した例として、カナダの学者・実務家からも評価されている⁽⁹⁾。

本報告は、一般協定に関するガットの先例としての意味を持つわけではなく、米加自由貿易協定のみに関する先例であることは否定できない。しかし、そのことを別とすれば、報告の内容は、一般協定の二つの解釈上の論点に関する米加の貿易専門家の見解を示したものであり、一般協定の解釈に対しても興味深い問題を提起している。その二つの論点とは、第一に、輸出の前における輸出品に対する事実上の差別が、11条1項で禁止される「輸出のための販売に対する制限」にあたるかという問題であり、第二に、20条(g)が適用されるための要件とされている、資源保存を「主たる目的とする」措置であることの判断基準の問題である。以下、それぞれについて述べることにしたい。

2. カナダへの陸揚げ要求は、輸出それ自体を規制したものでなく、輸出の前段階において一定の行為を義務づけた内国措置である。しかも、国内向け産品に対しても同様の義務が課されているのであるから、形式的には内外無差別に適用される中立的措置である。したがって、ここで問題となっているのは、内国措置における輸出品に対する事実上の差別であるといえよう。しかし、一般協定には、内国における輸出品に対する差別を禁止した明示の規定は存在しない。このことは、内国措置における輸入品に対する差別が3条2項と4項で広く規制されていることと対照的である。そこで、内国における輸出品に対する差別も規制されるのか、規制されるとすればその根拠規定はどこに求められるかが問題となる。輸出品は規則の対象となっていないのであるから3条が適用できないことは明らかであるが、輸出制限を禁止する11条が適用できるかがここでの問題である。

この点に関し、本報告は、11条1項の文言が輸入については「輸入」制限だけを禁止しているのに、輸出については「輸出のための販売」の制限も禁止していることを根拠に、輸出については内国措置と国境措置の区別は意味をもち、輸出前の制限に対しても11条1項が適用されるところとした。さらに報告は、そこにおける「制限」の語を広く解し、形式上は中立でも、国内向け販売より輸出に実質的に大きな負担を課す（言い換えれば国内の買手と外国の買手との競争関係を変更する）措置は、11条にいう「制限」にあたるとする立場をとった。この点で、報告は、あたかも3条の適用上認められてきた事実上の差別

の禁止を11条の「制限」の解釈の中に取り込んでいるかのように見える。確かに、内国における輸出品に対する事実上の差別であっても、輸出のための販売の「制限」として、11条1項によって禁止されるという解釈は、理論的には一貫した妥当な結果をもたらすかもしれない。しかし、ここまで「制限」を広く解釈することは、「制限」という語の通常の意味からはあまりに離れることになるし、ガットの先例にはなかった解釈であることは否定できないように見える。その意味で、本パネルのメンバーの一人が、ガットのルールと先例からは陸揚げ要求が11条にいう「制限」にあたるかについて結論を下すことはできないとし、この問題はガットの締約国団によるさらなる検討に値すると述べていることは、妥当な指摘であったと思われる。

もっとも、ガットを離れて、専ら米加自由貿易協定の解釈問題としてこの問題を考えた場合には、本件パネル報告のような11条（より正確には米加自由貿易協定407条）のリベラルな解釈をとることに十分な理由があったといえる。というのは、米加自由貿易協定の408条は輸出税を一般的に禁止しており、輸出税を禁止するからには、その禁止の潜脱を阻止するために、内国措置における輸出品に対する差別に対しても何らかの形で禁止をかける必要性を強いるからである。これに対し、ガットの実行においては、輸出税は禁止されてきておらず、11条の「制限」を拡大解釈することによって、内国における輸出品に対する差別を規制する必要性も相対的に小さいといえるのではなかろうか。特に、本件の陸揚げ要求のように、輸出品に若干の経済的負担をかけさせるだけの措置は、経済的には輸出税と効果が等しいものであり、輸出税が11条で禁止されておらず、輸出品について3条に対応する規定がない以上、輸出品に対する事実上の差別は禁止されていないと解することも可能であったように思われる。また、報告のような11条の拡大解釈は、一次産品の輸出に特化した途上国が、加工品の輸出の拡大を図るための措置をとることを制約するという結果をもたらすであろう（もちろん、カナダは途上国ではないから、本件ではこの議論は妥当しないが）。このような見方がもし正しいとすれば、本報告における11条の解釈は、専ら米加を当事国とする米加自由貿易協定407条の解釈としてみた場合に正当化されるのであり、一般協定11条の解釈としてパネルのような立場をとりうるかについては、「締約国によるさらなる検討」が必要であるように思われる。

3. 一般に、20条(g)によって、有限の天然資源の保存「に関する」措置として禁止が免除されるには、その措置が天然資源の保存に不可欠であることまでは要しないが、天然資源の保存を「主たる目的とする」措置であることが要求されている。このような「主た

る目的」のテストは、本件の背景をなすカナダの鮭・にしんの輸出禁止のパネル報告⁽¹⁰⁾で初めて採用され、以後のガットのパネル報告でも一貫して適用されているもので、現在では確立した解釈とすることができる⁽¹¹⁾。本件においても、「主たる目的」のテストが適用されることについては、当事国双方が同意している。しかし、問題は、ある措置が資源保存を「主たる目的とする」措置かどうかをどのように判断するかという判断基準の点にある。資源保存を「主たる目的」とする措置か否かを判断する判断基準については、鮭・にしんの輸出禁止に対するガットパネル報告でも触れられていなかった。

そのような状況の中で、本報告は、直接には米加自由貿易協定1201条に関してであるが、「主たる目的」の判断基準の定式化を初めて試みた点で注目に値する。すなわち、報告によれば、資源保存を「主たる目的とする」措置というためには、専ら資源保存の理由だけでとられた措置であることが必要であり、そのためには、当該措置によってもたらされる資源保存上の利益が、それに伴う商業上の不便を正当化するほど大きいことが必要であるとされた。このような考え方は、措置の制定者の主観的な判断を尊重するのではなく、当該措置の資源保存上の利益がその措置に伴う費用に均衡しているかをパネルの目で独自に審査するというところに特徴がある。そのような審査の結果として、当該措置による資源保存上の利益がそれによる費用に比べて小さいと判断されれば、その措置は純粹の資源保存措置とはいえないことになり、20条(g)は適用されない。ちなみに、この考え方は、一般協定に関する事件ではないが、E E C条約36条（一般協定20条に対応するE E C条約上の規定）の適用が争われたデンマーク空瓶事件⁽¹²⁾でとられたとされる「均衡性(proportionality)の原則」と類似しており、本パネル報告は、均衡性の原則を導入したという評価がなされている⁽¹³⁾。

しかし、本報告が採用したこの判断基準については、米国の国際環境法の専門家から強い異議が提起されている。たとえば、Charnovitzは、本報告の前提にある「資源保存に与える利益がそれによる費用に値するものでなければ、政府はそのような資源保存措置を採用しない」という見解は、疑わしいものであり、本報告は本質的に主観的な分析方法をとることによって、環境規制を広汎な攻撃にさらしていると批判する⁽¹⁴⁾。また、Wirthは、紛争処理パネルは規制を定立した政府の科学的判断を尊重すべきであり、パネルは資源保存の専門家に委ねるべき科学上の判断に立ち入り過ぎている、と批判している⁽¹⁵⁾。確かに、貿易の専門家であっても資源保存の専門家でないパネリストが、当該措置による資源保存上の利益は小さいと簡単に（或いは主観的に）断定してよいか、問題がないわけでは

ないであろう。より一般的には、環境規制を定めた政府当局の科学的判断に対する審査基準(standard of review)はどうあるべきかという問題が、今後は重要になると思われる。さらに、均衡性の原則自体に対しても、措置の環境上の利益と措置に伴う商業上の費用をそもそも比較することができるのかという批判が出されている⁽¹⁶⁾。

もっとも、「主たる目的」が資源保存にあるかを判断するために用いられた均衡性の原則の問題点はともかくとして、本件の事実関係をみる限りでは、報告がカナダの陸揚げ要求は資源保存を主たる目的とするものでないと判断したことは、おそらく正当であったと思われる。というのは、パネルがいうように、100%の漁獲について陸揚げを義務づけることによる資源保存上の利益は、少なくとも輸出量が少ないときは、それほど大きいとは考えられないことの他に、カナダの新規則が輸出を禁止していた旧規則に代わる措置として制定されたという制定の経緯、カナダの漁業海洋大臣が新規則が出来ても効果は同じであることをBC州の加工業者に約束していること⁽¹⁷⁾など、むしろ新規則が貿易上の効果を意図して制定されたものであることをうかがわせる証拠があるからである⁽¹⁸⁾。カナダの学者・実務家からは本報告の結論に対する批判は出されていないが、それはおそらく、新規則が純粹の資源保存措置でないことを、カナダ人として感じていたからではないかと推測される。しかし、本報告は、新規則の資源保存上の利益がその費用に見合ったものではないという点だけを理由としており、この理論的な理由づけについて批判があることは、やはり認識しておく必要がある。

4. 本報告は、最後の部分で、カナダの規則をどのように改めれば純粹の資源保存措置として正当化できるのかを示唆している。米加の最終的な紛争解決合意は、おおむねその示唆に沿っており、この示唆は本件紛争を解決に導く上で大きな効果があったことは想像に難くない。一般に、環境規制が国際的な貿易協定に違反するとして争われる紛争において、紛争処理パネルが違反を認める場合でも、どう改正すれば当該規制を20条(g)により正当化されるかを当事国に示すことが、実効的な紛争解決に有用であろう。なぜなら、それによって、違反とされた当事国には環境規制として措置を維持するルートが示されることになり、報告が円滑に実施される可能性が高まると思われるからである。もっとも、このようなパネルの意見表明は、本質的には調停に類似する米加自由貿易協定の紛争処理手続だからこそ可能であったのであり、WTOの紛争処理パネルが必要のない意見表明をすることが許されるかについては、疑問もないわけではない。しかし、WTO協定の紛争解決了解には、本パネルがしているような意見表明を禁止する規定はないのであり、特に環境

規制に関する紛争事例においては、WTOの紛争処理パネルが20条で当該措置を正当化するための方策について示唆することは、検討されてよいと筆者は考える。

[注]

(1) 本件の紛争処理に言及した文献として次のものを参照。Ted L. McDorman, *International Trade Law Meets International Fisheries Law: The Canada-U.S. Salmon and Herring Dispute*, 7 J. INT'L. ARB. 107 (1990); Robert Hage, *Dispute Settlement under the Canada-United States Free Trade Agreement*, 38 CAN. Y.B. INT'L LAW 361 (1990); Alan M. Rugman & Andrew Anderson, *The Dispute Settlement Mechanisms' Cases in the Canada-United States Free Trade Agreement: An Economic Evaluation*, 24 GEO. WASH. J. INT'L L. & ECON. 1 (1990); Judith H. Bello, Alan F. Holmer & Debra A. Kelly, *U.S. Trade Law and Policy Series No.18: Midterm Report on Binational Dispute Settlement under the United States-Canada Free Trade Agreement*, 25 INT'L. LAWYER 489 (1991); Alan S. Alexandroff & James C. Morton, *Resolving Disputes under the Canada-US Free Trade Agreement*, 1991 INT'L. FIN. L. REV. Feb. 38; Steve Charnovitz, *Exploring the Environmental Exceptions in GATT Article*, 25 J. W. T. No.5, 37 (1991); Jean Anderson & Jonathan T. Fried, *The Canada-U.S. Free Trade Agreement in Operation*, 17 CAN.-U.S. L.J. 397 (1991); William C. Graham, *Dispute Resolution in Canada-United States Free Trade Agreement: One Element of a Complex Relationship*, 37 MCGILL L.J. 544 (1992); David A. Wirth, *The Role of Science in the Uruguay Round and NAFTA Trade Disciplines*, 27 CORNELL INT'L L.J. 817 (1994).

(2) See, McDorman, *supra* note 1, at 116.

(3) *Understanding on Rules and Procedures Governing Settlement of Disputes*, Art. 25(5) (1994).

(4) *Follow-up on the Panel Report "European Economic Community - Payments and Subsidies Paid to Processors and Producers of Oilseeds and Related Animal-Feed Proteins"*, DS28/R (1992).

(5) *Canada-U.S. Free Trade Agreement*, Art.1801(2) (1988).

(6) *Id.*, Art.1807(9).

- (7) 岩沢雄司・WTOの紛争処理 71頁(1995)。ただし、このような書簡の交換にどれだけの実際上の意義があるのかは明らかでない。
- (8) See, Bello, Homer & Kelly, *supra* note 1, at 497; Hage, *supra* note 1, at 374.
- (9) See, Hage, *supra* note 1, at 376; Anderson & Fried, *supra* note 1, at 403-404 ; Graham, *supra* note 1, at 562.
- (10) Report of the Panel in Canada - Measures Affecting Exports of Unprocessed Herring and Salmon, BISD 35S/98 (1987).
- (11) E.g., Report of the Panel in United States - Restrictions on Imports of Tuna, DS29/R (1994), para. 5.22; Report of the Panel in United States-Taxes on Automobiles, DS31/R (1994), para. 5.59. ただし、いずれの報告も未採択である。
- (12) EC Commission v. Denmark, [1989] 1 CMLR 619. 本判決につき、村瀬信也「ガットと環境保護」国際経済法 3号1、6頁(1994) 参照。
- (13) Graham, *supra* note 1, at 561.
- (14) Charnovitz, *supra* note 1, at 50-51.
- (15) Wirth, *supra* note 1, at 847.
- (16) Charnovitz, Free Trade, Fair Trade, Green Trade: Defogging the Debate, 27 CORNELL INT'L L.J. 459, 483-84 (1994).
- (17) Canada, House of Commons, Debates, 8 Dec.1987, at 10921.
- (18) Wirth, *supra* note 1, at 847 は、パネルの行き過ぎた審査を批判しつつ、カナダの陸揚げ要求はその目的と効果において保護主義的であったという結論は正しかったかもしれないと留保している。

【参考文献】 注に挙げた文献を参照。

(岡田外司博)